

第4部 産業・都市基盤編

第16章 神戸経済の復興

第1節 経済復興の推進

(1) 産業の被害・復興状況

① 被害額等の推計

震災の被害額の推計としては、平成7年6月に産業復興会議（会長：牧冬彦神戸商工会議所会頭、事務局：兵庫県商工部）がまとめた「産業復興計画」は、商工部門のストックの被害額約2兆5,400億円（建築物約1兆4,200億円、設備関係約5,600億円、工場の在庫・原材料関係約3,000億円、店舗等の在庫・原材料関係約2,600億円）、フローの被害額約2兆6,000億円（工業の機会損失関係約9,400億円、商業の機会損失関係約1兆6,600億円）と推計している。

さくら総合研究所は、生産活動に直接影響する資本ストックの損壊額5兆3,898億円、資本ストック損壊に伴う直接的産出減少額5兆6,561億円（付加価値換算の生産減少額2兆8,958億円）、兵庫県下の生産活動に及ぼす影響としては波及効果を含む産出減少額を7兆2,964億円（付加価値換算の生産減少額3兆4,872億円）と推計している（さくら総合研究所関西調査部「地域レポート」7年3月7日号）。

（なお、資料編参照）

② 大手事業所の被害

大手事業所は直接的な被害が大きかったが、立ち上がりは早く、概ね半年以内にほぼ震災前の操業状態に戻っている。ただ、住友ゴム工業や川崎製鉄などが市内工場の閉鎖計画を震災を機会に前倒しするなどの影響がでた。

ア. 神戸製鋼所：被害額は神戸・加古川製鉄所など生産設備の復旧費約720億円、売上減少や輸送コスト上昇によるものなど約590億円、計約1,310億円（7年3月14日朝日新聞等）。倒壊した本社ビルは東部新都心内で平成14年に再建する予定（11年9月時点）。

イ. 川崎製鉄：神戸工場の電磁鋼板加工設備の操業を再開するが、カラー鋼板製造ラインの復旧は断念（7年2月11日神戸新聞）。倒壊した本社ビルは8年11月に再建。

ウ. 川崎重工業：被害額は神戸、兵庫、播磨3工場を中心に約120億円。船舶建造を当面坂出工場へ移管（7年2月4日朝日・日経新聞、近畿通商産業局）。10年9月に第4船台で商船建造再開。兵庫・西神工場は通常操業に戻る（7年3月28日時点）。

エ. 三菱重工業：被害額約340億円（7年3月24日日経新聞）。

三菱電機：被害額約200億円（7年3月28日時点）。7年4月中旬よりほぼ全面操業。

住友ゴム工業：被害額約70億円、新たに発生する投資費用約130億円（7年3月1日読売新聞）。当面はタイヤは名古屋工場、ゴルフボールは福島県白河工場に移管後、兵庫県市島町に建設の新工場に（7年2月11日日刊工業新聞）。神戸工場の従業員約850人の配置転換終了（7年4月21日産経新聞）。

③ 都心部オフィスビルの被災状況と事業所の復帰状況

震災は都心部のオフィスビルにも大きな被害を与えた。三宮・元町地区に立地する主な賃貸ビル245棟のうち、60棟（212,373㎡）が全壊または使用不能となり解体された（生駒商事^(株)調べ）。60棟のその後の状況は図表16-1-1のとおり。（なお、第21章第14節参照）

被災ビルの建て替えについては、固定資産税の軽減制度などが設けられているが、それでも被災ビルの再建を躊躇するビルオーナーがあるのは、テナントの需給見通しに不安があることが大きな理由と思われる。

震災後は業務ビルの不足により入居率は急上昇したが、その後新築・改築ビルの供給が進む一方で、震災の影響や不況によりオフィス需要が萎縮したため、入居率は次第に下がってきた。

図表16-1-1 都心部オフィスビル60棟のその後の状況

調査時点	8年3月	10年3月
再建決定（竣工済・建築中・計画中）	28棟	34棟
計画未定	27棟	16棟
修繕使用	0棟	3棟
その他・不明	5棟	7棟

出所：(財)阪神・淡路産業復興推進機構、(株)生駒データサービスシステム調べ

ビルの被災など震災により市外に移転した企業の復帰状況については、神戸商工会議所が会

図表16-1-2 神戸地区業務ビル空室率の推移

6年12月	8.0%	8年12月	6.7%
7年3月	3.0	9年6月	8.4
6月	3.1	12月	8.9
9月	5.6	10年6月	12.1
8年6月	6.3	11年6月	16.1

(出所：生駒・CB Richard Ellis 調べ)

員企業を対象に追跡調査を行った。それによると市外に移転した企業293社のうち56社（19.1%）が7年4月までに市内に復帰しており、112社（38.2%）は7年4月以降8年4月までに市

図表16-1-3 震災後1年経過時点の売上・生産高の回復程度

	回答数	0%以上	30%以上	50%以上	70%以上	80%以上	90%以上	100%	101%以上	130%以上
		30%未満	49%未満	69%未満	79%未満	89%未満	99%未満		129%未満	150%未満
全体	1,219	2.5	2.4	10.4	15.3	16.5	17.5	22.1	9.1	4.2
従業員規模別										
1～49人	845	3.3	3.2	12.4	16.0	17.0	17.0	17.4	9.5	4.1
50～299人	238	1.3	0.4	6.7	12.2	16.8	19.3	30.7	8.4	4.2
300人以上	136	0.0	0.7	4.4	16.2	12.5	16.9	36.8	8.1	4.4
製造・非製造業										
製造業	333	3.0	0.6	11.4	13.2	16.8	23.4	23.7	6.6	1.2
非製造業	886	2.4	3.0	10.0	16.0	16.4	15.2	21.6	10.0	5.3
業種別										
食料品	67	7.5	0.0	13.4	10.4	19.4	29.9	16.4	3.0	0.0
繊維製品	17	0.0	0.0	17.6	11.8	29.4	23.5	17.6	0.0	0.0
紙・印刷	27	11.1	0.0	22.2	18.5	11.1	25.9	11.1	0.0	0.0
化学	29	3.4	0.0	13.8	3.4	34.5	37.9	3.4	3.4	0.0
ゴム製品	20	0.0	0.0	20.0	25.0	15.0	15.0	25.0	0.0	0.0
窯業・土石	5	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	40.0	20.0
鉄鋼	15	6.7	0.0	0.0	6.7	13.3	6.7	66.7	0.0	0.0
非鉄・金属製品	15	0.0	0.0	6.7	20.0	26.7	13.3	33.3	0.0	0.0
一般機械	24	0.0	4.2	12.5	12.5	12.5	33.3	12.5	12.5	0.0
電気機械	19	0.0	0.0	10.5	10.5	15.8	15.8	31.6	15.8	0.0
輸送用機械	15	0.0	0.0	6.7	0.0	33.3	13.3	26.7	20.0	0.0
その他製造業	80	0.0	1.2	11.3	13.7	16.3	22.5	22.5	10.0	2.5
建設業	192	1.0	2.6	5.2	7.3	12.0	8.3	29.7	18.2	15.6
卸売業	222	1.4	1.8	8.1	14.9	19.4	21.2	19.8	9.5	4.1
小売業	100	0.0	0.0	9.0	26.0	20.0	17.0	17.0	10.0	1.0
金融・保険	62	6.5	6.5	17.7	11.3	16.1	19.4	21.0	0.0	1.6
港湾・運輸・倉庫	93	2.2	2.2	15.1	29.0	22.6	8.6	15.1	5.4	0.0
サービス業・不動産・その他	217	4.6	5.5	12.4	16.1	12.9	16.1	21.2	8.3	2.8

(出所：神戸商工会議所)

内に復帰し、8年4月時点でまだ復帰していないのは125社（42.7%）であった。この未復帰の企業に対し今後の予定を調べたところ91社から回答があり、市内に戻る予定が決まっているのは30社（91回答企業のうち33.0%）、まだ決まっていないのは45社（49.4%）、もう戻る予定はないと答えた企業は16社（17.6%）あった。復帰未定の主な理由は、「立地や賃料等で適当な物件が見つからない」、「資金不足・経営体力の低下」など、もう戻らない主な理由は「移転先で既に取引の基盤ができあがっている」であっ

た。

④ アンケート等による復興状況

神戸商工会議所では、震災後1年、2年、3年時点でそれぞれ会員にアンケート調査を行い、復興状況について調査している。このうち、従業員規模別・業種別の売上・生産高の回復程度は規模・業種によって復興状況に格差が認められる（図表16-1-3～5）。

このほか、(財)阪神・淡路産業復興推進機構も、県下の被災10市10町の計約4万8千事業所を対象に、8年6月、8年12月、9年6月、9年12

図表16-1-4 震災後2年経過時点の売上・生産高の回復程度

	回答数	0%以上	30%以上	50%以上	70%以上	80%以上	90%以上	100%	101%以上	130%以上
		30%未満	50%未満	70%未満	80%未満	90%未満	100%未満		130%未満	150%未満
全体	701	1.9	1.0	8.3	10.8	20.4	17.3	23.4	14.0	3.0
従業員規模別										
1～49人	483	2.5	1.4	11.0	11.8	21.9	17.6	20.1	10.6	3.1
50～299人	148	0.7	0.0	2.7	6.8	16.9	17.6	32.4	19.6	3.4
300人以上	70	0.0	0.0	1.4	12.9	17.1	14.3	27.1	25.7	1.4
製造・非製造業										
製造業	191	3.7	0.5	6.8	7.9	19.4	19.9	27.2	11.5	3.1
非製造業	510	1.2	1.2	8.8	12.0	20.8	16.3	22.0	14.9	2.9
業種別										
食料品	40	10.0	2.5	5.0	5.0	27.5	27.5	17.5	2.5	2.5
繊維製品	12	0.0	0.0	8.3	8.3	16.7	25.0	33.3	8.3	0.0
紙・印刷	15	0.0	0.0	13.3	13.3	33.3	26.7	6.7	6.7	0.0
化学	16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.8	31.3	25.0	0.0
ゴム製品	7	0.0	0.0	0.0	14.3	57.1	14.3	14.3	0.0	0.0
窯業・土石	4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0
鉄鋼	9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	66.7	11.1	0.0
非鉄・金属製品	8	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	12.5	37.5	25.0	0.0
一般機械	15	0.0	0.0	13.3	6.7	0.0	6.7	46.7	26.7	0.0
電気機械	11	0.0	0.0	0.0	9.1	18.2	18.2	18.2	27.3	9.1
輸送用機械	11	0.0	0.0	18.2	0.0	27.3	18.2	27.3	9.1	0.0
その他製造業	43	7.0	0.0	9.3	14.0	16.3	11.6	30.2	7.0	4.7
建設業	103	1.0	1.0	12.6	4.9	12.6	6.8	27.2	25.2	8.7
卸売業	138	0.7	1.4	7.2	7.2	19.6	19.6	22.5	18.1	3.6
小売業	60	3.3	1.7	8.3	16.7	26.7	28.3	8.3	6.7	0.0
金融・保険	34	0.0	2.9	11.8	11.8	8.8	20.6	29.4	14.7	0.0
港湾・運輸・倉庫	51	2.0	0.0	9.8	25.5	33.3	13.7	11.8	3.9	0.0
サービス業・不動産・その他	124	0.8	0.8	6.5	15.3	24.2	14.5	25.8	11.3	0.8

(出所：神戸商工会議所)

月、10年11月に復興状況についてアンケート調査を行っている。

(2) 神戸経済復興委員会

震災により被害を被った産業の復興指針と応急的な復旧策、及び中長期的な神戸経済の振興ビジョンとその推進方策を検討するため、市では産業界・学識経験者等の参画を得て「神戸経済復興委員会」(会長：新野幸次郎・神戸大学名誉教授)を7年3月に発足させた。委員は、学識経験者5名、産業界代表者12名、労働界、近畿通商産業局、近畿運輸局、兵庫県商工部か

ら各1名、市の関係局長3名の計24名で構成された。3月8日に第1回委員会を開催した後、工業・ファッション、商業・流通、集客観光、産業高度化の4部会で各3回検討し、6月15日に第2回委員会を開催した後、6月26日に報告書をまとめた。

(3) 阪神・淡路大震災復興推進大会

地元経済界と自治体が一体となり、国等に要望を継続的に行うこと、及び被災地と東京との“温度差”を縮めるため特に東京においてマスコミ等へのアピールを行う必要があることから、

図表16-1-5 震災後3年経過時点の売上・生産高の回復程度

	回答数	0%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%	101%以上 130%未満	130%以上 150%未満
全体	715	1.1	1.1	8.8	12.3	18.6	18.2	22.5	12.4	4.9
従業員規模別										
1～49人	449	1.1	1.8	12.0	15.8	20.9	16.0	17.8	10.0	4.5
50～299人	173	1.7	0.0	4.0	7.5	11.0	23.1	32.9	13.9	5.8
300人以上	93	0.0	0.0	2.2	4.3	21.5	19.4	25.8	21.5	5.4
製造・非製造業										
製造業	203	1.0	1.0	6.9	10.8	16.7	21.2	27.6	9.9	4.9
非製造業	512	1.2	1.2	9.6	12.9	19.3	17.0	20.5	13.5	4.9
業種別										
食料品	41	2.4	0.0	0.0	14.6	17.1	31.7	24.4	7.3	2.4
繊維製品	8	0.0	12.5	12.5	25.0	12.5	0.0	25.0	12.5	0.0
紙・印刷	17	5.9	0.0	0.0	11.8	35.3	29.4	11.8	0.0	5.9
化学	11	0.0	0.0	9.1	0.0	18.2	9.1	36.4	9.1	18.2
ゴム製品	14	0.0	7.1	7.1	21.4	7.1	7.1	42.9	7.1	0.0
窯業・土石	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	40.0	20.0
鉄鋼	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	55.6	22.2	0.0
非鉄・金属製品	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	60.0	30.0	0.0
一般機械	15	0.0	0.0	13.3	13.3	6.7	6.7	20.0	26.7	13.3
電気機械	9	0.0	0.0	0.0	33.3	11.1	11.1	22.2	0.0	22.2
輸送用機械	15	0.0	0.0	6.7	13.3	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0
その他製造業	49	0.0	0.0	16.3	4.1	24.5	22.4	24.5	6.1	2.0
建設業	103	1.9	1.0	6.8	18.4	14.6	15.5	25.2	11.7	4.9
卸売業	128	2.3	1.6	3.9	6.3	16.4	19.5	22.7	20.3	7.0
小売業	63	0.0	0.0	19.0	19.0	30.2	14.3	14.3	3.2	0.0
金融・保険	35	2.9	2.9	20.0	17.1	22.9	14.3	8.6	2.9	8.6
港湾・運輸・倉庫	59	0.0	0.0	3.4	18.6	23.7	23.7	18.6	11.9	0.0
サービス業・不動産・その他	124	0.0	1.6	12.9	8.1	17.7	14.5	21.8	16.9	6.5

(出所：神戸商工会議所)

7年7月27日に東京で関係大臣をはじめ政府関係者を招いて第1回「阪神・淡路大震災復興推進大会」が開催された。この大会の主催者である任意団体の「阪神・淡路大震災復興協議会」も同日結成され、会長には兵庫県商工会議所連合会・神戸商工会議所の牧冬彦会頭が就任し、その他被災地の商工会議所・商工会・業界団体のトップが役員に就任した。特別顧問は兵庫県知事・神戸市長・兵庫県議会議長・神戸市会議長が就任。平成9年末まで、国の予算編成のやま場である夏の概算要求時前と年末の予算案確定時前の年2回、同様の形で大会を開催した。

(4) 財阪神・淡路産業復興推進機構

震災直後より、応急的な対策については後述の税制、金融、仮設工場などの対策がとられてきたが、経済復興委員会の提言の中でも、単に震災前の状態に戻すのではなく、構造的な問題への対応に配慮しながら本格的な復興を指向する必要性も指摘されていた。

そのためには、先導的な復興プロジェクトを具体化することが必要であったが、震災後の状況の中では、その担い手として特定の民間企業を期待しても、資金やリスクの面で困難であった。そこで、担い手となる企業を発掘し、また国・県・市町が積極的に支援をする環境を作るため、地元の主要企業、経済団体、兵庫県・被災市町の総意でプロジェクトの立ち上げまでの企画・調整を行う中核的な支援組織の必要性が高まった。

このような背景のもとで、通産省環境立地局阪神・淡路復興対策室では、7年度秋の国の第2次補正予算でかかる中核的支援組織の事業費に対する補助（補助率2分の1）として国費1億4,800万円を計上した。この補助事業を執行するための中核的支援組織として、7年12月25日に、(財)阪神・淡路産業復興推進機構（理事長：牧冬彦・兵庫県商工会議所連合会会頭）が設立された。当初の基本財産1億円は、兵庫県が6,700万円、神戸市が3,300万円負担し、その後主要企業からの出捐3,300万円を増資して、基本財産の出捐は兵庫県・神戸市・経済界が概ね2：1の割合で負担した。補助事業の地元負担

分は、兵庫県と神戸市が2：1の割合で負担し、管理的経費等補助対象外経費は経済界と神戸市以外の被災市町が会費で負担している。事務局へは県・神戸市・経済界から人を派遣している。

同機構の寄附行為では、事業内容は「産業復興に関する各種プロジェクトの実現に向けた調査及び研究」「産業復興に関するセミナー、イベント等の企画及び運営」「産業復興に関する情報の収集及び提供」「その他前条の目的を達成するために必要な事業」とされた。

(5) 新産業構造形成プロジェクト

政府が設置した阪神・淡路復興委員会（下河辺淳委員長。第2章第3節参照）は、平成7年10月10日に「提言11」を出し、その中で復興特定事業の一つとして、

「新産業構造形成プロジェクト」、すなわち、

- 医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク・マルチメディアに関連する企業集団、消費財関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、産官学の協力により、研究開発を進め世界に開かれた知識集約ネットワーク型の新産業構造の形成を図ること。
- 日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外企業の被災地への直接投資を受け、日本及びアジアの経済拠点として被災地で活動する海外の企業を誘致するために、企業活動環境・居住環境について所要の措置を講ずること。
- ことばの壁を超え、教育・医療・宗教・ショッピング等の豊かな市民生活サービスにより、外国人に住みやすいまちづくりを促進すること。

という提言を出した。

8年12月に、総理府阪神・淡路復興対策本部事務局は、同プロジェクトの認定申請受け付けを開始することを兵庫県・神戸市に伝えた。

同プロジェクトの対象になるのは、民間企業（第3セクターも可）の具体的な事業であり、いわゆるエンタープライズゾーン等の制度は対象外とされた。また、厳密に「新産業」でなく

ても、既存産業の構造改革に資するものも可とされた。

手続きとしては、実施主体または実施主体になろうとする民間企業等が、同事務局に申請し、同事務局は関係省庁の幹部職員（審議官級）で構成される「新産業構造形成プロジェクト委員会」（委員長は同事務局長）を開催し、当該事業が復興特定事業にふさわしいかどうか、関係省庁がその事業に対しどのような支援ができるかを検討する。この委員会に参加し積極的に支援を表明する省庁がなければ採択されないので、同委員会が開催されるまでに申請者は関係省庁の了解を得ておくことが事実上要求された。

なお、申請者が第三セクターのように自治体が当事者とみなされる場合は、当該自治体は同委員会への参加が認められないが、純民間企業の場合は同委員会にオブザーバーとして関係自治体に参加し、意見を述べる事が求められた。同委員会でふさわしいと認められた事業は、阪神・淡路復興対策本部会議（閣議と同メンバー）に報告され、これをもって認定されることになった。

〔認定されたプロジェクト〕（ ）内は申請者

- ① 神戸東部新都心における地域冷暖房事業（神戸熱供給㈱）
- ② 神戸灘浜エナジー&コミュニティー計画（㈱神戸製鋼所）
- ③ 神戸ルミナリエ（神戸ルミナリエ実行委員会）
- ④ 新産業の創造、育成及び普及のための研究事業と教育・研修事業（㈱新産業創造研究機構）
（以上、平成9年7月認定）
- ⑤ ワールドパールセンター事業（ワールドパールセンター建設準備会）
- ⑥ ポートアイランド第2期を拠点とするデジタル情報通信ネットワーク活用事業（㈱神戸デジタル情報企画）
- ⑦ 神戸国際通信拠点整備事業（㈱神戸製鋼所）
（以上、平成10年1月認定）

(6) 政府と地元の協議会（阪神・淡路復興協議会）

政府と地元（兵庫県、神戸市）が復興に関する意見交換を行うために設置された阪神・淡路復興協議会（第2章第3節参照）では、第5回、第6回協議会に「産業復興」がテーマとしてとりあげられた。

第5回協議会は9年4月18日に神戸で開催され、政府側から総理府阪神・淡路復興対策本部的場順三参与、竹内克伸事務局長（国土事務次官）、田波耕治内閣内政審議室長、関係省庁関係者、地元から知事・副知事、神戸市長・助役、オブザーバーとして牧冬彦神戸商工会議所会頭が出席した。席上、地元から経済について業種別に現状報告がなされ、さらにより詳細な現状分析、議題の抽出、政策的な対応等を検討する場として、政府、兵庫県、神戸市で実務者会議を設置することが合意された。

その後、県・神戸市は、業種・業態毎に課題と要望を整理し、3回の実務者会議を経て、国の支援充実策に加えて復興基金、県、神戸市の独自の策を盛り込んだ「産業復興支援充実策（案）」をまとめ、10月3日の第6回協議会で報告され、その施策を着実に実施し、また今後支援を充実する必要がある場合には実務者会議を開くことで意見の一致をみた。

なお、この間、中小企業庁にかねてから要望していた震災復興特別融資の据置期間・償還期間の1年間の延長が8月下旬に決まった。また国の10年度概算要求の中で中心市街地活性化事業の創設が検討されたため、この制度をケミカルシューズ産業の復興や被災地商業の活性化に活用を検討することが産業復興支援充実策に盛り込まれた。

(7) 神戸経済本格復興プラン

震災後2年半余りが経過し、業種・業態等によって復興に格差が広がっていること、また回復が遅れている業種・業態ではそれぞれ構造的な問題を抱え、施設を震災前の状態に戻しただけでは業績の回復が見込めない状況が明らかになってきた。そのため、阪神・淡路復興協議会において国・県・神戸市で検討してきた産業復

興の課題と方針を踏まえつつ、特に神戸市が今後重点的に取り組むべき対策を中心に「神戸経済本格復興プラン」をまとめ、神戸市復興計画に掲げられた神戸経済の本格復興への道筋を具体的に示すことにした（平成9年10月6日策定）。

同プランは、回復が進んでいない分野への当面必要な支援、既存産業の本格復興対策、新産業の育成と国際経済交流の推進を3つの柱とし、特に既存産業の本格復興には、単なる震災前の状態への“復旧”では今以上の回復は困難であるとの観点から、業種・業態毎に抱えている構造的な問題に対応することと、復興段階に応じてきめ細かく対応することを基本方針とした。

同プランは既に実施済の施策も含めて、当時の産業復興施策を体系化したものであるが、9年8月以降に新規・拡充する施策として下記のことを掲げた。

〔回復が進んでいない分野への当面必要な支援〕

- ① 神戸市・国等の資金による震災復旧特別融資の据置期間・償還期限の延長。
- ② ①に対する利子補給期間の延長。
- ③ 経営指導と一体になった事業再開等資金融資の創設。
- ④ ③に対する利子補給制度の創設。
- ⑤ 商店街・小売市場におけるイベント費用助成の拡充。
- ⑥ 再建された小規模の店舗、事業所等の敷地にかかる固定資産税、都市計画税の軽減。

〔既存産業の本格復興対策〕

- ⑦ 政府系金融機関の災害復旧融資に対する利子補給期間の延長。
- ⑧ 法人市民税均等割の軽減。
- ⑨ 本格復興促進支援事業（工場や商店再建のための利子補給）。
- ⑩ 民間賃貸工場に入居する企業に対する賃貸料補助制度の創設。
- ⑪ 災害復旧高度化事業の適用期間の延長。
- ⑫ 神戸ブランドプラザを東京に開設。
- ⑬ 地場産業の工房整備。
- ⑭ 商店街・小売市場の共同化・業態転換支援（店舗共同化促進利子補給事業等）。
- ⑮ 空き地・空き店舗を商店街等の団体が賃借してイベント広場等を整備する場合の賃借料

補助。

- ⑯ 本設店舗再建のため商店街・小売市場の団体が実施する仮設店舗撤去費補助。
- ⑰ （仮称）有馬温泉歴史資料館建設。
- ⑱ 観光バス駐車場整備。

第2節 金融対策

震災後、店舗等に物的被害を受けた中小企業を対象に低利の「震災復旧特別資金融資」を創設した。本融資制度は国（中小企業庁の体質強化資金）1：神戸市1：金融機関3の割合で資金を負担し、7年2月15日～7月末日まで実施した。当初の融資期間は10年（うち据置期間3年）であったが、その後償還期間・据置期間の延長を求める声が高まり（9年7月に神戸商工会議所が実施した「中小企業の震災後の業況及び災害貸付に関する調査結果」など）、市も国に延長を要望した結果、9年8月に据置期間・償還期間とも1年の延長が決まった。その後10年にも1年の再延長が決まり、11年9月現在、償還期間12年、うち据置期間5年になっている。なお、事業所が全壊・半壊のり災証明を受けている場合は、(財)阪神・淡路大震災復興基金から

当初3年間利子補給があるが、市民税が均等割のみ又は非課税に該当する者は、その期間が5年に延長される。

また、景気の低迷などにより売上げが落ちている中小企業に対する「経済変動対策資金融資」も震災対策として7年2月15日より実施した。期間は7年、うち据置期間1年である。

一方、政府系金融機関（国民金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等）も災害復旧貸付制度を設けている。当初の取扱期限は7年7月までであったが、国への要望により、12年7月末日まで延長されている（11年9月時点）。当融資についても、一定の要件を満たす場合は復興基金から利子補給が受けられる。

さらに、その後、甚大な被害を受けた商店街・小売市場の再建を支援するための「集団再生資金融資」（8年4月より実施）や、未再開の事業者等を対象とした「事業再開等資金融資」（9年11月より実施）を創設した。

図表16-2-1 神戸市の震災関連融資の利用状況

平成11年3月末現在 上段件数、下段金額（千円）

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	合計
震災復旧特別資金融資	1,188 13,923,800	8,920 104,206,994	— —	— —	— —	10,108 118,130,794
経済変動対策資金融資 ※	460 6,410,700	823 9,058,670	170 2,239,800	359 5,692,300	1,145 16,382,730	2,957 39,784,200
集団再生資金融資	— —	— —	13 591,480	14 566,937	37 1,328,938	64 2,487,355
事業再開等資金融資	— —	— —	— —	15 108,900	18 109,200	33 218,100

※ 経済変動対策資金融資の平成6年度値は平成7年1～3月実績分のみ。

第3節 雇用の状況

(1) 雇用の状況

雇用状況については、まず雇用保険の失業給付需給者数が震災前の月間約1万人から、7年4月には約2万7千人に急増し、明らかに震災による失業が増えたことを示している。一方、有効求人倍率を見る限り、震災以降（7年2月～）は全国的に景気が悪化する10年7月までは、一貫して震災前（6年）の数値を上回っているが、これは主に建設関係など復興需要に伴い求人が増えたためで、求職者とのミスマッチが生じており、実際の就職率は震災前より減少している（図表16-3-1）。

なお、神戸市は毎年11月に、市内の11人以上の商工会議所会員所属の事業所を対象にアンケートにより「従業員過不足実態調査」を行っているが、特に中高年齢者に過剰感が出ている（図表16-3-2）。

(2) 国・県等の雇用関連事業と市の関わり

雇用行政については、国・県の事務とされているが、雇用の安定は市民生活にとって重要な課題であり、震災前から従業員過不足実態調査や、神戸市雇用情報コーナーの設置などを行ってきた。震災後、特に被災失業者の雇用状況改善のため、公共職業安定所への事業協力を拡大するとともに、阪神・淡路大震災復興基金を通じて県とともに被災失業者等の支援メニューを創設した。

（神戸市の独自事業〔震災前から〕）

- 神戸市雇用情報コーナーの設置
- 神戸市雇用問題連絡会議の開催
- 神戸市従業員過不足実態調査の実施等

（公共職業安定所の事業に対する神戸市の協力）

- 中高年齢者向け求人情報誌を増刷し、仮設住宅ふれあいセンターに送付等

（阪神・淡路大震災復興基金事業）

- 雇用維持奨励金（国の雇用調整助成金の上乗せ。10年1月22日に同助成金の特例措置がなくなった時点で終了）

- 被災者雇用奨励金
- 震災失業者雇用奨励金
- 被災地求職者企業委託特別訓練事業補助
- 被災地求職者等に対する職業能力特別訓練受講手当
- 被災地しごと開発事業補助

図表16-3-1 雇用の状況

	雇用保険失業給付受給者		有効求人倍率		就 職 率	
	人	6年同月比伸率	倍	6年同月比	%	6年同月比
平成7年1月	9,199	△12.0%	0.32	△0.03	1.894	△2.104
平成7年2月	15,438	47.7%	0.40	0.05	2.774	△1.228
平成7年3月	23,298	123.5%	0.40	0.05	3.325	△1.449
平成7年4月	27,339	165.8%	0.39	0.09	2.906	△1.466
平成7年5月	26,640	156.0%	0.33	0.06	2.798	△1.225
平成7年6月	25,350	121.9%	0.32	0.04	2.9	△1.4
平成7年7月	22,901	103.2%	0.34	0.05	2.5	△1.0
平成7年8月	20,940	71.4%	0.38	0.06	2.4	△1.3
平成7年9月	18,557	59.3%	0.44	0.06	2.9	△1.7
平成7年10月	16,804	47.2%	0.46	0.08	3.5	△1.0
平成7年11月	14,494	28.0%	0.45	0.08	3.2	△0.8
平成7年12月	12,610	17.6%	0.45	0.11	2.9	△0.8
平成8年1月	11,478	9.8%	0.47	0.12	2.9	△1.1
平成8年2月	10,531	0.7%	0.52	0.18	3.9	△0.1
平成8年3月	10,192	△2.2%	0.57	0.23	4.6	△0.2
平成8年4月	9,700	△5.7%	0.54	0.25	4.6	0.3
平成8年5月	10,817	3.9%	0.52	0.25	4.7	0.7
平成8年6月	10,575	△7.4%	0.52	0.24	3.9	△0.4
平成8年7月	11,478	1.8%	0.57	0.28	4.4	1.0
平成8年8月	11,144	△8.8%	0.57	0.24	3.4	△0.3
平成8年9月	11,102	△4.7%	0.60	0.23	4.4	△0.3
平成8年10月	11,213	△1.8%	0.59	0.22	4.5	△0.0
平成8年11月	10,646	△6.0%	0.60	0.24	3.7	△0.2
平成8年12月	10,722	△0.0%	0.58	0.25	3.4	△0.3
平成9年1月	10,535	0.8%	0.57	0.22	3.6	△0.4
平成9年2月	10,577	1.2%	0.57	0.22	4.2	0.2
平成9年3月	10,485	0.6%	0.57	0.22	4.3	△0.5
平成9年4月	10,287	0.0%	0.51	0.21	4.5	0.1
平成9年5月	11,606	11.5%	0.46	0.19	4.1	0.1
平成9年6月	11,945	4.5%	0.46	0.18	3.8	△0.6
平成9年7月	12,600	11.8%	0.45	0.16	3.7	0.2
平成9年8月	12,487	2.2%	0.44	0.12	3.3	△0.5
平成9年9月	12,660	8.7%	0.48	0.11	4.3	△0.4
平成9年10月	12,369	8.4%	0.48	0.10	4.0	△0.5
平成9年11月	12,088	6.7%	0.47	0.10	3.4	△0.6
平成9年12月	12,363	15.3%	0.42	0.09	3.3	△0.4
平成10年1月	12,072	15.5%	0.40	0.05	3.4	△0.4
平成10年2月	12,545	20.0%	0.40	0.06	3.6	1.6
平成10年3月	12,657	21.4%	0.39	0.05	4.5	0.8
平成10年4月	12,760	24.1%	0.33	0.03	4.0	1.2
平成10年5月	13,742	32.0%	0.30	0.02	3.6	1.1
平成10年6月	14,953	30.9%	0.30	0.02	3.9	0.8
平成10年7月	15,532	37.8%	0.29	0.00	3.8	1.0
平成10年8月	15,718	28.6%	0.30	△0.03	2.9	1.3
平成10年9月	15,411	32.3%	0.31	△0.07	3.8	0.5
平成10年10月	14,842	30.0%	0.32	△0.06	3.9	0.9
平成10年11月	14,312	26.4%	0.32	△0.04	3.8	0.5
平成10年12月	14,236	32.8%	0.30	△0.03	3.3	0.6

(出所：兵庫県労働部資料より、神戸・灘・西神・神戸レディスの各公共職業安定所分季節調節前原数値を集計。)

図表16-3-2-① 神戸市従業員過不足実態調査（男女別・年齢別・職種別）

平成7年11月1日現在

職種等	過不足		不足もしくははや不足		ほぼ適正		過剰もしくははや過剰		合計	
	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)
従業者全体	427	31.4	757	55.6	177	13.0	1361	100.0		
男性	472	34.3	750	54.6	153	11.1	1375	100.0		
女性	193	15.2	910	71.9	164	12.9	1267	100.0		
15～24歳	543	51.9	473	45.2	30	2.9	1046	100.0		
25～34歳	705	57.9	469	38.5	43	3.5	1217	100.0		
35～44歳	270	24.0	728	64.8	125	11.1	1123	100.0		
45～54歳	63	5.8	637	58.5	388	35.7	1088	100.0		
55～59歳	25	2.9	513	59.3	327	37.8	865	100.0		
60歳以上	10	1.7	382	66.2	190	32.1	592	100.0		
専門・技術職	418	50.0	386	46.1	33	3.9	837	100.0		
管理職	148	13.9	713	66.1	218	20.2	1079	100.0		
事務職	157	13.6	856	74.1	142	12.3	1155	100.0		
販売職	324	37.4	484	55.9	58	6.7	866	100.0		
運輸・通信職	85	19.0	341	76.1	22	4.9	448	100.0		
技能職	227	42.8	259	48.9	44	8.3	530	100.0		
保安職	14	8.1	153	88.4	6	3.5	173	100.0		
その他	43	28.1	98	64.1	12	7.8	153	100.0		

図表16-3-2-② 神戸市従業員過不足実態調査（男女別・年齢別・職種別）

平成8年11月1日現在

職種等	過不足		不足もしくははや不足		ほぼ適正		過剰もしくははや過剰		合計	
	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)
従業者全体	544	31.5	1027	59.4	157	9.1	1728	100.0		
男性	593	33.5	1018	57.5	159	9.0	1770	100.0		
女性	260	15.6	1241	74.7	161	9.7	1662	100.0		
15～24歳	770	53.7	643	44.8	21	1.5	1434	100.0		
25～34歳	896	56.3	648	40.7	47	3.0	1591	100.0		
35～44歳	487	31.6	943	61.2	110	7.1	1540	100.0		
45～54歳	114	7.9	910	63.2	416	2.9	1440	100.0		
55～59歳	36	2.9	750	60.3	457	36.8	1243	100.0		
60歳以上	16	1.8	550	63.1	306	35.1	872	100.0		
専門・技術職	585	50.5	548	47.3	26	2.2	1159	100.0		
管理職	188	12.7	1016	68.8	273	18.5	1477	100.0		
事務職	203	13.2	1193	77.7	139	9.1	1535	100.0		
販売職	456	39.6	642	55.8	53	4.6	1151	100.0		
運輸・通信職	104	16.8	478	77.3	36	5.8	618	100.0		
技能職	285	40.1	375	52.8	50	7.0	710	100.0		
保安職	27	10.6	221	87.0	6	2.4	254	100.0		
その他	58	28.0	133	64.3	16	7.7	207	100.0		

図表16-3-2-③ 神戸市従業員過不足実態調査（男女別・年齢別・職種別）

平成9年11月1日現在

職種等	過不足		不足もしくはやや不足		ほぼ適正		過剰もしくはやや過剰		合計	
	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)	企業数	(%)
従業者全体	434	24.3	1130	63.2	224	12.5	1788	100.0		
男性	474	26.6	1084	60.9	222	12.5	1780	100.0		
女性	256	15.4	1248	75.3	154	9.3	1658	100.0		
15～24歳	774	53.2	636	43.7	45	3.1	1455	100.0		
25～34歳	867	53.5	713	44.0	41	2.5	1621	100.0		
35～44歳	490	31.7	913	59.1	141	9.1	1544	100.0		
45～54歳	116	7.8	922	61.8	453	30.4	1491	100.0		
55～59歳	29	2.2	739	56.6	537	41.1	1305	100.0		
60歳以上	19	2.0	576	61.1	347	36.8	942	100.0		
専門・技術職	568	49.6	532	46.4	46	4.0	1146	100.0		
管理職	177	11.8	1051	70.1	271	18.1	1499	100.0		
事務職	174	11.2	1227	79.1	150	9.7	1551	100.0		
販売職	421	36.5	662	57.5	69	6.0	1152	100.0		
運輸・通信職	110	17.7	478	76.7	35	5.6	623	100.0		
技能職	306	41.4	381	51.6	52	7.0	739	100.0		
保安職	22	8.3	235	88.3	9	3.4	266	100.0		
その他	41	20.2	142	70.0	20	9.9	203	100.0		

第4節 新産業の育成と国際経済交流の推進

1. 神戸エンタープライズゾーン

(1) 神戸エンタープライズゾーン構想の経緯

震災後、神戸でもエンタープライズゾーンを設置すべきという声が財界や学識経験者などからあがった。英国の制度のように税制優遇と規制緩和を中心とした考えや、関税の撤廃を中心にしたフリー・トレード・ゾーン（自由貿易地域）の考えなど、提唱者によって内容は様々であったが、震災により甚大な被害を受けた被災地の経済復興のために、地域限定・期間限定で特例的な制度を適用するということが共通していた。

一方通産省では、7年度第1次補正予算（5月）で被災地の民活プロジェクト推進のための調査費を計上し、被災地に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」（民活法）の特例的な制度を設けて、地元から提案されていた経済復興の先導的なプロジェクトを支援する検討を開始した。また、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」（FAZ法）の拡充による復興支援も検討されつつあった。

このような動きを背景に、英国流のエンタープライズゾーンの考え方とフリー・トレード・ゾーンの考えを包括し、さらに民活法の被災地特例措置やFAZ法の拡充などにより、ポートアイランド（第2期）で先導的な復興プロジェクトを集中的に実施して相乗効果をあげることを盛り込んだ、神戸独自の「神戸エンタープライズゾーン」の概念が形成された。

〔エンタープライズゾーンなどに関する主な地元からの提言〕

平成7年3月

- 神戸経済同友会が「阪神・淡路大震災からの復興に関する提言」で神戸港地域をフリー・トレード・ゾーン（自由貿易地域）に指定するよう提言。

平成7年6月

- 神戸商工会議所の神戸経済復興対策特別委員会が「新・神戸経済創成プラン」でエンタープライズゾーンを提言。
- 神戸経済復興委員会（第1節(2)参照）がエンタープライズゾーンを復興の重点施策として提言。
- 兵庫県産業復興会議でエンタープライズゾーンの設置を提言。
- 神戸市復興計画で、エンタープライズゾーンの設置などを内容とする「神戸起業ゾーン」がシンボルプロジェクトの一つとされた。

平成7年7月

- 兵庫県の阪神・淡路震災復興計画（兵庫県フェニックス計画）にエンタープライズゾーンの設置が盛り込まれた。

(2) 民活法・FAZ法の被災地特例

平成7年夏に地元の「神戸エンタープライズゾーン」の概念がほぼ固まり、経済界や県・市から国へ要望が行われた。

このうち、民活法の被災地特例については、7年12月より補助金の補助率が被災地で5%から10%（通産省所管の7年度認定分は20%）に引き上げられ、さらに8年度からはNTT資金による無利子融資又は低利融資の融資比率も被災地で25%又は37.5%が50%に引き上げられた。（補助率・融資比率とも10年度認定分からは通産省所管のみ特例を継続。11年度も通産省所管の特例の継続が認められている。）

また、FAZ法については、7年10月の法改正により、従来からある輸入促進地域（神戸市では東灘区～須磨区の6行政区を神戸港地域として5年3月に設定）内に、新たに1千ヘクタール程度の特集積地区を指定することが可能になり、特定集積地区内において輸入貨物流通促進事業を行う民間企業に対し、①産業基盤整備基金による債務保証、②不動産取得税及び固定資産税の不均一課税、③事業用機械設備、建物の特別償却、④特別土地保有税の非課税、⑤中小企業信用保険法の特例が設けられた。これらは被災地特例ではなく一般制度として設けられ

たが、②の不均一課税をした自治体については、通常財政力指数が一定基準以上の場合には地方交付税による減収補填措置がとられないところを、被災地特例の自治省令により、兵庫県・神戸市に対しては財政力指数に関わりなく減収補填措置が適用されることになった。これらの法令の改正を受けて市では、9年2月にポートアイランド第2期、同第1期、六甲アイランドなどを含む918ヘクタールを特定集積地区として指定した。なお、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税に対する減収補填措置については、輸入促進地域内における輸入促進基盤施設についても被災地特例が当初10年3月までの設置期限で認められた。被災地における復興状況から、被災地特例の期限の延長を国に要望した結果、12年3月までの設置期限の延長が認められた。これを受け、兵庫県・神戸市も、不動産取得税・固定資産税の不均一課税を12年3月まで延長した。

(3) 神戸起業ゾーンの設定

このように、民活法やFAZ法のように既存制度に足がかりがあるものについては、関係省の支援もあって実現したが、一般的な国税の軽減、規制緩和の要望については、国は難色を示した。国税については全国的な公平性が重視されるべきであるというのが主な理由であった。また、規制緩和については、実験的に幅広い規制緩和によって民間のエネルギーを引き出そうという提案は、要望が抽象的すぎて復興への効果がはっきりしないという理由で退けられ、個々に支障になっている規制を、復興との因果関係を示して要望しなければ検討できないという見解であった。

市をはじめ地元は、震災により被災地の経済状況が厳しい中で、まず国をあげて優遇措置を示さなければ民間企業の投資意欲が喚起できないと主張したが、国とは「鶏が先か、卵が先か」の水掛け論になり、エンタープライズゾーンの全体構想は行き詰まってきた。

平成8年度に入り、復興が急がれる中でいつまでも全体構想にこだわって何もしないままではいけないので、市では、一方では民活法やF

AZ法のように個別の支援を国に求めていくとともに、地元が独自でできる優遇措置についての検討を県とともに始めた。市財政も非常に厳しい状況ではあったが地元がまず「身を切る」覚悟を示さなければ国から理解が得られないと考えたからであり、また地元独自でできることから優遇措置を実施することで民間企業の動きを促進しなければ、国が求めるような具体的な要望が出てこないと考えたからである。

市では、県にも優遇策の実施を働きかける一方、8年8月に学識経験者、神戸商工会議所、近畿通商産業局、兵庫県などから構成する「神戸起業ゾーン検討委員会」を設置し、対象となる地域、期間、業種・分野、優遇措置の内容を検討した。そして市では9月に、同検討委員会の提言を受けて「神戸起業ゾーンの設定に関する基本方針」を発表した。一方、県では10月に特定の業種を対象に不動産取得税の軽減などを盛り込んだ「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」を制定。市では基本方針に沿って12月に「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」を制定し、さらに県条例に基づき新産業構造拠点地区としての指定も受けることにより、9年1月から14年3月までポートアイランド第2期を対象に県・市による優遇措置が実現した。優遇措置の対象になる「特定事業」は、生活文化（ファッション）、情報・通信、集客、国際化関連、物流の5分野である。なお、①県内移転の場合、②物流分野、③生活文化のうち飲食料品関係、の3つの場合は県の優遇措置の対象外になっている。優遇措置の内容は図表16-4-1のとおりであるが、地方税の軽減の他に補助金、融資制度などを組み合わせている。

自治体だけでの先行的な優遇措置の実施は、企業や国へのアピールをねらうとともに、民間企業の具体的な動きを作ることで国への要望を具体化しようとするねらいがあった。特に、先導的なプロジェクトは「中核施設」として特別手厚い優遇措置の対象にして、プロジェクトの立ち上げ促進を図った。

このように県・市がエンタープライズゾーン構想の実現に向けて固い決意を示したことは、

図表16-4-1 神戸起業ゾーン優遇措置一覧

	優遇項目	特 定 事 業	中 核 施 設
税 制 関 連	固定資産税 都市計画税	3年間 1/2を控除(敷地を含む) 控除額=(課税標準額×1.7%・年)×1/2×3年間	
	不動産取得税	取得税 1/2を控除(敷地を含む) 控除額=(課税標準額×4%)×1/2 (限度額2億円)	
	事業所税		新築・増築:免除 6,000円/㎡→0円 資産割:3年間1/2軽減 600円/㎡・年→300円/㎡・年
補 助 関 連	進出調査費補助		国内企業:補助率3/4 (限度額300万円/1社) 外国企業:補助率11/12 (限度額550万円/1社)
	オフィス賃貸料 補助	補助額:2,500円/㎡・月 限度額:500万円/年/1社	期間:3年間 国際ビジネスサポートセンターに入居する特 定事業を行なう外国・外資系企業 1,000円/㎡・月 期間:2005年3月末まで
	建築費補助		設計費及び建設費の10%補助 限度額:10億円
融 資 等	企業誘致促進 融資制度	限度額:総投資額の80%かつ10億円(ただし中核施設は15億円) 利 率:固定金利 期 間:最長15年(うち据置2年)	
	利子補給		上記融資制度を超える部分につき、民間から の借入金での建設費の25%以内に対して1% 以内の利子補給(2005年3月まで) 限度額:上記融資制度と合せて50億円までの 借入金にかかる利子分

国を動かし、地元で設けた優遇措置に上乗せする形で国が補助制度を創設した。具体的には、通産省が8年度補正予算で、新産業構造形成拠点地区に進出する対象企業へのオフィス賃貸料補助・進出調査費補助制度を創設し、阪神・淡路大震災復興基金に5年分約14億円の財源を一括して交付した。

平成11年9月1日現在まで、特定事業に認定された事業は50社、中核施設に認定された施設は2件である。

(4) 神戸エンタープライズゾーンのさらなる充実に向けて

エンタープライズゾーン構想の当初の柱の一つであった規制緩和については、地域を限って

自治体だけで効果的に実施できるものがなく、国に対しては要望が具体化した段階で個別に働きかけている。

国に要望した結果、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」(工場等制限法)については、震災により工場が被災した場合に関し、7年4月に続き8年2月にも緩和された。さらに、従来300トン以上の船舶が神戸港に入港する際に必要とされていた水先案内人が、10年7月より1万トン未満の船舶については必要なしと基準が緩和され、大阪湾一般の基準並みになった。

このように、神戸エンタープライズゾーン構想は段階的に実現されつつあるが、さらなる優遇措置を国に求めるため、9年7月に、神戸商

工会議所、(財)阪神・淡路産業復興推進機構、兵庫県、神戸市が共同で検討した神戸エンタープライズゾーン構想の具体的なイメージを公表した。これによると、神戸エンタープライズゾーンは、ポートアイランド第2期を対象にドルショップ・マート、ワールドレストラン、マルチメディア・テストマーケット、スーパーコンベンションセンターなど「先導的国際交流拠点の整備」、大規模集客施設の誘致など「魅力ある集客施設の整備」、生活文化関連産業、情報・通信関連産業、国際化関連産業などを集積する「新規成長産業の集積促進」の3つを柱とするイメージになっている。

なお、兵庫県では、被災地だけに限定した優遇制度が国の理解を得にくい状況になっているため、外国・外資系企業の大都市圏での対内投資促進という観点から東京湾岸・大阪湾岸の都府県・政令市に呼びかけ「国際経済交流拠点」の形成を国に提案するための研究会を設置し、11年1月にその成果を公表している。

2. 新産業の育成等

経済復興のためには、単に震災前の状況に戻すのではなく、社会・経済の変化に対応して新たな産業の育成という視点も神戸市復興計画などに盛り込まれている。

(1) 既存中小企業の新分野進出支援

日本の製造業の構造の特徴として、大手元請企業を頂点として関連中小企業が取引関係で階層的に結ばれ、ピラミッド構造のグループ内で自給体制が築かれていることが指摘されている。しかし、神戸では震災後製造業の空洞化に拍車がかかる中で、中小製造業が生き残っていくためには、従来の取引関係に依存するのではなく、自ら新分野を開拓することが必要である。そのため、中小企業が技術力等を強化してそれぞれ得意分野に磨きをかけ、さらにはそれを生かしていけるように企業間の連携を促進することが必要である。

産業界・学界及び行政が連携し、企業の経営者等と学識経験者との知識・情報・技術及び人材交流を促進し、中小製造業の活性化を図るた

め、市では8年度に神戸産学官交流会を設立した。活動内容としては、大学等の技術シーズと企業ニーズを結び付ける技術リエゾン事業に関する検討や、企業間連携を促進し受発注の共同化、新製品・新事業の共同開発等の誘導が考えられている。

また、(財)阪神・淡路産業復興推進機構が川崎重工(株)を始め地元企業、兵庫県、神戸市などと設立の検討を進めていた(財)新産業創造研究機構が9年3月に発足した。新産業創造研究機構は、国内外の研究機関や企業の連携のもとに、新産業の創造・新分野の開拓・技術の高度化に関する研究を行い、地域産業の活性化をねらいにしている。その一環として、10年4月から、兵庫県・神戸市の支援を受けて技術移転センターを同研究機構内に設置し、同研究機構の研究成果及び大手企業や大学・研究機関の保有する技術シーズ、特許、ノウハウなどを中堅・中小企業に移転することにより新製品開発や新分野開拓の支援を行っている。

(2) ベンチャー企業の育成

平成8年度から、(財)阪神・淡路産業復興推進機構が中心になって、起業家向け講演(キックオフセミナー)から始まりベンチャースクール、事業化コンサルティング、投資家との出会いの場の提供(アライアンスミーティング)までを1年間かけて行う「起業家支援システム」を開始した。8年度ではアライアンスミーティングで8名(うち神戸市内4名)、9年度は19名(同11名)が投資家の前で事業企画案を発表した。

また、平成8年度には、(財)阪神・淡路大震災復興基金からの財源を利用して、ベンチャー企業に出資や債務保証を行うベンチャーキャピタル制度「新産業創造キャピタル」が誕生した。運営は(財)兵庫県中小企業振興公社があたり、8年度から10年度まで復興基金を活用した出資等は42社(11年3月末現在までの神戸市内分)であった。10年度途中から、本制度は被災地以外の兵庫県下全域に対象が拡大され、財源も基金から県の負担に変更された。

(3) 情報通信分野の企業の育成

情報通信関連分野では、平成7年度の国の第2次補正予算に通産省関連で「震災地区産業高度化システム開発実証事業」が計上され、情報処理振興協会を通じて7年度から9年度まで、(財)阪神・淡路産業復興推進機構に委託して、①既存産業の再活性化、②新規情報産業の参入促進等、③災害に強い街づくりの支援、のいずれかに資するソフトウェアの開発と実証事業が行われた。同機構がソフトウェアの開発と実証事業を請け負う企業を公募し、審査の結果、40件(事業予定額45億円)が採択されている。

また、同じ7年度の国の第2次補正予算で郵政省関連で認められた神戸情報通信研究開発センター(神戸マルチメディアテクノラボ)については、通信・放送機構によりポートアイランドの神戸国際交流会館内に整備され、異なった機種多数のコンピューターと各種のネットワークの組み合わせによるオープンシステムをベンチャー企業等の研究開発のために8年度から提供している(5年間設置予定)。

(4) 国際ビジネスサポートセンター

国際化が急速に進展するなかで、神戸の企業が技術強化・販路拡大を進めるためには、外国・外資系企業との取り引きの拡大、外国・外資系企業の技術・ノウハウの導入の機会を広げる必要がある。神戸起業ゾーンにおいても、外国・外資系企業(小売業や対個人サービス業など一部の業種を除く)は優遇措置の対象分野に含めているが、さらに外国・外資系企業の進出を支援しオフィス機能だけでなく製造・倉庫機能も備えた国際ビジネスサポートセンターを整備する計画を進めている。

(5) 上海・長江交易促進プロジェクト

上海・長江交易促進プロジェクトは、国の阪神・淡路復興委員会により復興特定事業のひとつとして選定されたものであり、神戸市復興計画の中でも「中国・アジア交流ゾーン構想」がシンボルプロジェクトの一つとして位置付けられている(第6節参照)。

第5節 神戸空港

1. これまでの経緯

神戸市は、昭和57年5月に「便利で実現可能な適地に早期に新空港の建設を求める」旨の意見書が神戸市会で議決されたことを受け、6月に「神戸沖新空港計画試案」を発表、平成2年5月には神戸空港基本計画を策定した。

神戸市会の昭和60年と平成2年の2度にわたる国の空港整備五箇年計画への神戸空港組入れに関する意見書の議決を受け、神戸空港は、平成3年11月に閣議決定された第6次空港整備五箇年計画において、課題の解決を前提とした「予定事業」に位置づけられた。そして、平成5年8月には課題解決の見通しが立ったとして「新規事業」に格上げされ、その後、平成7年度政府予算で実施設計調査費の内容を含む着工準備調査費が計上された。

神戸空港に関する主な手続きとしては、①飛行場設置許可手続き、②港湾計画の変更手続き、③公有水面埋立免許手続きの三つがある。

このうち、飛行場設置許可手続きについては、環境アセスメント手続きや航空法に基づく公聴会を経て、平成9年2月に運輸大臣から設置許可を受けた。

また、港湾計画の変更手続きは、神戸空港を神戸港において計画していることから必要な手続きであり、環境アセスメント手続きや平成8年11月の神戸港港湾審議会、平成9年3月の国の港湾審議会における審議を経て、承認を得た。

最後の公有水面埋立免許手続きについても、平成10年1月に新たに施行された神戸市環境影響評価等に関する条例に基づき、空港島埋立に係る環境アセスメントを実施し、同年10月に埋立免許の出願を行った。12月には空港島埋立に係る市会の同意議決を得て、翌11年1月に運輸大臣に対する認可申請を行った。そして、11年6月には、運輸大臣の認可を受け、公有水面埋立免許を取得した。

以上で着工までに必要な手続きを全て完了し、

平成11年9月に着工した。

2. 空港の必要性

(1) 震災復興と神戸空港

震災復興をすすめ、神戸のまちを雇用の機会が確保された活力と魅力あふれるまちとして復興していくためには、長期的対策も進めていく必要がある。

神戸空港はこの長期的復興事業として、「神戸市復興計画」（平成7年6月）に位置づけられており、今後の復興を支える基幹プロジェクトとされている。

さらに、神戸空港の整備は、同復興計画の中のコンベンション・ファッション産業の振興、観光都市づくりなどとの相乗効果も期待されている。

また、阪神・淡路大震災では、道路や鉄道が寸断されたため、救援物資の輸送に航空機やヘリコプターが大活躍した。

災害時において確実に円滑な交通を確保するためには、代替輸送が可能な交通ネットワークを形成しておく必要があるが、海・空・陸の交通手段を活用した多重性のある交通体系を確保するためにも空港は不可欠といえる。

神戸空港は、災害時の緊急物資の配送拠点や

緊急医療活動の後方支援基地の機能など、空港の持つ特性を生かした空の防災拠点としての役割を担うことになる。

(2) 身近な都心型空港

航空機を利用する人が大変増えてきており、最近では、1年間に3人に2人の割合で国内線が利用されているなど、飛行機はビジネス・観光・帰省などに「市民の足」として気軽に利用されるようになってきている。

しかし、現在、神戸から国内線を利用する場合に関西国際空港（関空）は、地理的に遠く、アクセスの費用、時間ともに制約がある。また、大阪国際空港（伊丹）は、騒音問題から、発着回数に制限があるなど今後とも増えつづける航空需要に対応できなくなっている。

このように、神戸やその周辺の方にとって、航空機利用（国内線）の利便性が確保されるとは言えない。空の時代を迎えて、都心に近く市民にとって身近で便利な空港が是非とも必要となっている。

(3) 関西圏での役割

現在、国内航空旅客は、首都圏と関西圏の2大都市圏に全体の旅客需要の約4分の3が集中しており、これらの都市圏を受け持つ羽田、関空、伊丹の3空港は概ね満杯状態が続いている。2大都市圏におけるこのような空港の受け入れ能力の不足が、円滑な航空網の形成に支障となっている。

関西圏の人口は約2,000万人であり、その経済規模はカナダ、ブラジル一国に匹敵している。しかし、国土に制限のある日本の大都市圏では、欧米諸国のように一つの空港で滑走路を4～5本持つ拠点空港の整備は不可能である。このため、個性の異なる複数の空港を整備し、それぞれの空港が機能を分担して増大する航空需要に対応していく必要がある。

関西圏では、関空は世界各地を結ぶ国際線の拠点空港として、伊丹は国内主要路線を受け持つ基幹空港として、そして神戸空港は、国内線・ローカル線、地域航空（コミューター）などさまざまな航空需要に対応できる都心型空港とし

図表16-5-1 神戸空港の概要

(1) 目的	①神戸都市圏における航空利用者の利便を図る。 ②兵庫県地域航空システムの母港とする。
(2) 空港の種類	第三種空港（地方公共団体が設置し、管理する空港）
(3) 設置管理者	神戸市
(4) 位置	ポートアイランド（1期）南約3km（図1）
(5) 空港島	①面積 272ha ②土地利用計画（図2）
(6) 滑走路	2,500m 1本
(7) 事業費	約3,140億円
(8) 開港予定	平成17年度（2005年度）
(9) 就航予定路線	札幌・東京・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・那覇・但馬
(10) 旅客需要見込	開港当初 年間340万人 平成22年度年間420万人

て、それぞれ機能分担することが必要である。

3. 神戸空港とまちづくり

神戸は明治の神戸港開港以来、「海のみなと」である神戸港を中心に発展してきたが、今後の航空需要の増大に対応し、神戸が集客都市、交流都市としてさらに発展していくためには、「空のみなと」である空港の整備が不可欠である。

神戸空港は、21世紀の活力と魅力ある神戸のまちをつくる上で、人・物・情報の新しい交流窓口として大きな役割を果たすと考えている。

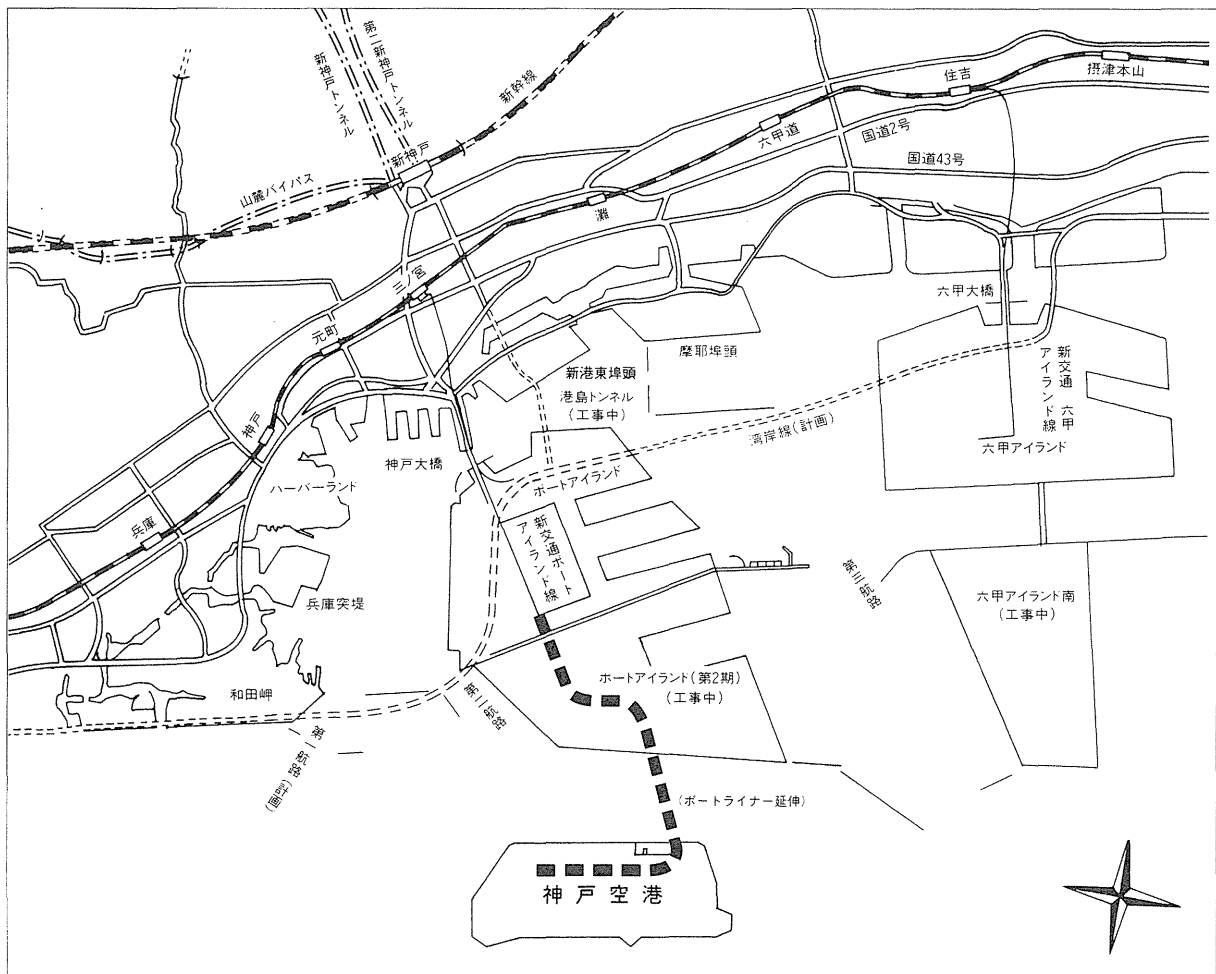
神戸空港は三宮から7～8キロの距離にあり、都心である三宮から新交通ポートライナー（空港まで延伸予定）で結ばれる都心型空港である。加えて、海上空港であるため航空機騒音による支障が生じないという、両立が困難な課題をクリアできる全国的にも例のない空港である。神戸空港が持つこのような優れた特徴を活用し

た具体的なまちづくりとして、「集客都市」づくり、「医療産業都市」づくり、「情報文化都市」づくりがある。

神戸の歴史は神戸港をベースに培われた内外との交流の歴史であり、現在も事業所ベースで約3割が観光関連である。このため、観光・コンベンションなどを中心に全国から人々が神戸のまちに集まる、にぎわいのある「集客都市」づくりが、神戸のめざすまちづくりの一つとなっている。空港は21世紀の都市の交流窓口として、このようなまちづくりに欠かせない都市装置となる。

また、本格的な高齢化社会の到来とともに、医療・健康・福祉が今後の成長産業と予想されているため、情報、電気機械、化学等関連産業の裾野の広い医療機器、材料等の医療関連の産業集積や高度医療の研究開発・人材育成の拠点づくりをめざし、神戸市は、「医療産業都市」構想を発表している。この構想の実現には、血

図表16-5-2 位置図



液等の緊急輸送、重症患者、臓器の緊急搬送などの観点から、利便性の高い空港の整備が不可欠となっている。

さらに、空港が窓口となり、多彩な人材が神戸に集い、企業活動や市民文化などの分野で、神戸発の新鮮な情報が発信される、このような「情報文化都市」づくりにも空港は大きな役割を担い、空港によって、人と人との出会いが広がり、異業種交流による新製品の開発や新規起業などが増大すると期待されている。

4. 神戸空港の経済効果

市民生活を支える神戸の経済は、震災に加えて不況の影響もあり、現在震災前に較べて概ね8割の復興にとどまっている。経済を立て直し、市民に新たな働く場を提供していく上で、人・物・情報の新たな流れをつくり出す空港は大きな役割を担っている。

神戸空港によって、神戸を訪れる人が増え、宿泊、飲食、小売りなどの産業をはじめ、情報や観光、ファッションなどの産業が発展し、さらには、地場産業など既存産業の高度化に加え、医療産業など新産業の創造を図ることによって、

経済の活性化と新たな「働く場」をつくり出すことが期待されている。

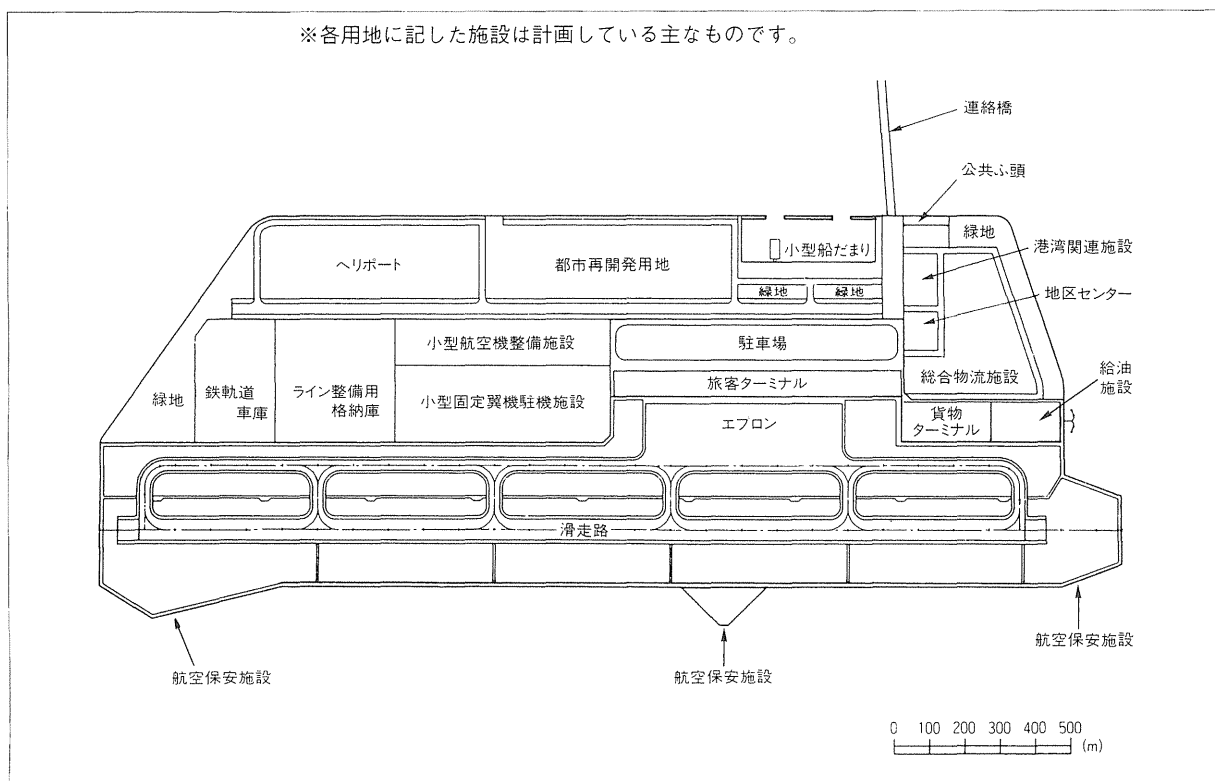
神戸空港の開港に伴う経済効果については、計量経済分析手法による。予測では、2010年時点の神戸市内の所得は約4,000億円の増加、神戸市内の雇用者数は約23,000人の増加となっている。

それに伴う市税の増収は、年間で約300億円と見込まれており、これらは福祉・教育・文化の充実、道路・公園のような生活施設の整備などに活かされることとなる。

なお、建設期間中（平成11年度～平成18年度）の経済効果は、産業連関分析によると生産効果で約6,000億円、雇用効果で延べ約48,000人となっている。

以上のように、神戸空港は、21世紀に向けての神戸のまちづくりに必要不可欠な都市基盤であり、今後、平成17年度の開港に向けて、安全面、環境面に配慮しながら着実に整備を進めていく。

図表16-5-3 土地利用計画図



図表16-5-4 神戸空港計画の経緯一覧表

昭和57年 5月	「便利で実現可能な適地に早期に新空港の建設を求める」旨の意見書を議決（神戸市会）	平成 8年 3月	「関西圏における神戸空港の役割等調査」報告
6月	神戸市「神戸沖新空港計画試案」発表		神戸空港の設置管理者に係る議決（兵庫県議会、神戸市会）
昭和58年 5月	「空港等に関する特別委員会」設置（神戸市会）	5月	環境アセスメント（飛行場設置・港湾計画組み入れ）の評価書縦覧開始
昭和60年 5月	「神戸沖空港の第5次空港整備五箇年計画への組み入れに関する意見書」を議決（神戸市会）		「神戸空港関連地域振興協議会」を設置
昭和61年11月	第5次空港整備五箇年計画閣議決定（神戸沖空港、「調査空港」として記載）	11月	運輸大臣に対し、飛行場設置許可申請
平成元年 4月	神戸空港建設促進協議会発足		神戸港港湾審議会にて、神戸港港湾計画に神戸空港の組み入れを承認
平成 2年 3月	「神戸空港の第6次空港整備五箇年計画への組み入れに関する意見書」を議決（神戸市会）	12月	神戸空港の設置に関する公聴会の開催
5月	神戸空港基本計画検討委員会報告 神戸空港基本計画策定	平成 9年 2月	運輸大臣より、飛行場設置許可
平成 3年11月	第6次空港整備五箇年計画閣議決定（神戸空港、「予定事業」として組み入れ）	3月	空港整備法に基づく第3種空港の政令指定
平成 5年 8月	神戸空港「新規事業」へ格上げ 「神戸空港に係る淡路市町連絡協議会」を設置		国の港湾審議会にて、神戸港港湾計画に神戸空港の組み入れを承認 実施設計調査費を執行
平成 6年 2月	関西国際空港全体構想調査費の中に「神戸空港計画関連調査費」計上（平成6年度国予算）	5月	神戸港港湾審議会にて、神戸港港湾区域の変更を承認
12月	空域調整について淡路市町の基本的了解 「着工準備調査費」計上（平成7年度国予算）	7月	運輸審議会にて、神戸港港湾区域の変更を承認
平成 7年 1月	阪神・淡路大震災発生	平成10年 1月	環境アセスメント（公有水面埋立）の手続き開始
10月	環境アセスメント（飛行場設置）の手続き開始	10月	環境アセスメント（公有水面埋立）の評価書縦覧開始
11月	環境アセスメント（港湾計画組み入れ）の手続き開始	12月	空港島の公有水面埋立免許出願 空港島の埋立に係る同意議決（神戸市会）
		平成11年 1月	運輸大臣に対し、空港島の埋立認可申請
		6月	運輸大臣より、空港島の埋立認可 空港島の公有水面埋立免許取得
		9月	空港島埋立工事着工

第6節 上海・長江交易促進プロジェクト

(1) 上海・長江交易促進プロジェクトの意義・目的

「上海・長江交易促進プロジェクト」は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた神戸・阪神地区の復興のため、阪神・淡路復興委員会（委員長：下河辺淳氏）により復興特定事業の一つとして平成7年3月10日、同年10月10日に提言されたものである。

神戸市は、震災前、これまでの重厚長大産業中心から多機能複合型への転換を図る過程にあった。今後、神戸が本格復興を遂げ、元のまち以上の魅力的で活力ある都市になるには、単に震災前の状況に戻すという発想ではなく、21世紀を見据えた新たな発展戦略が必要である。

阪神・淡路復興委員会の提言を受け、神戸市では、①高齢化、少子化の進展により近い将来人口減を迎える中での交流人口重視や、②国際化が進む中での中国・アジアとの交流重視という大きな「時代の潮流」に沿うとともに、“国際性”“港”“異国情緒”“先駆性”といった神戸の「まち特性」を活かした「21世紀に向けたまちづくりの支柱プロジェクト」の一つとして、本プロジェクトを積極的に推進することを打ち出した。

本プロジェクトは、目覚ましい発展を遂げる上海・長江流域経済圏と阪神経済圏を経済及び文化の幅広い交易・交流で結びつけることにより、神戸らしい国際性あふれる港まちの拠点をつくり、人・物・情報を集積させ、最終的には、「働く」場の創出、雇用の確保と「住み」「学び」「憩い」「遊ぶ」という生活の各場面にも対応できる多機能都市づくりを目指すものである。

(2) これまでの経緯

平成8年3月26日、日本側の本プロジェクトの旧来の推進組織である「日中 上海・長江―神戸・阪神交易促進日本委員会（略称：日本委員会）」が設立された。日本委員会は、国（総

理府、外務省、大蔵省、通産省、運輸省の5省）、兵庫県、神戸市、企業（63社）、関係団体（17団体）、学識経験者から構成され、会長には阪神・淡路復興委員会委員長の下河辺淳氏が、また会長代理には神戸大学名誉教授の新野幸次郎氏がそれぞれ就任し、活動を始めた。

日本委員会は実働組織として5つの特別委員会を設け、各委員会ごとにテーマ別、地域別に事業を推進し、江海専用船第一号の就航、専用港区の設置、情報コンサルタント会社第一号の設立等を実現した。また、本プロジェクトに積極的な武漢市、南京市、合肥市など長江流域都市とは、覚書の締結、商談会の開催、研修生・大学生や経済ミッションの相互派遣等、個別・具体的に交流を推進した。

さらに、平成9年6月3日、中国側の総括的推進窓口についても、朱鎔基副総理のご高配により、従来の政府の研究機関である「国務院発展研究中心」から、実務機関である「国家発展計画委員会」に代わった。平成11年7月5日、同委員会の指導の下、江蘇省、安徽省、江西省、上海市の3省1市からなる「中日 長江中下流域―阪神・神戸地区区域合作中方委員会（略称：中国委員会）」が設立され、中国側も本プロジェクトを推進する本格的な体制が整った。



写真16-6-1 中国政府首脳との会談（H8.12.6）

(3) 新たな推進組織の立ち上げ、今後の活動方針

こうした経緯を踏まえるとともに、復興5年目を迎えたことを受け、日本委員会はその役割を終えたとの認識に立ち、平成11年3月30日、

地元を中心とする推進母体に引き継ぐ形で発展的に解散した。これをもって調査・研究の第一段階から、実務ビジネスの段階、第二段階に引き継がれることになる。

平成11年7月2日、神戸市並びに神戸商工会議所の提唱により、日本委員会の方針を受け継ぐ新たな推進組織として「日中 神戸・阪神—長江中下流域交流促進協議会（略称：神戸・阪神協議会）」が設立された。

神戸・阪神協議会の本プロジェクト推進の考え方は次の3点である。

第一に、地元行政、企業、団体が中心となって本プロジェクトを推進することである。新たな協議会は、平成11年9月21日現在で、新規会員38名を含む、103名の企業・団体により構成されており、地元企業を中心として、本プロジェクトに対する期待の大きさを表していると言える。

第二に、長江流域省市とテーマ別、地域別に事業を推進する中で、新たなビジネスチャンスを見つけていくことである。中国側の本プロジェクト推進組織としては、このたび国家発展計画委員会の指導により設立された中国委員会をはじめ、武漢市、南京市、合肥市等長江流域都市も個別に推進組織としての委員会を持っている。これらの委員会と定期的に合作会議を開催し、各地域のシーズにマッチしたテーマを決めて、具体的な事業案件を探っていきたいと考えている。

第三に、日中双方にとって効果の大きい事業、施策を集中的に実施することである。カウンターパートである3省1市は、面積41万km²、人口も約2億人で、日本の37万km²、1億2千万人をいずれも上回る規模である。こうした地域を対象とする場合、やはり特定の事業・地域に特化した形で進めることが最適と考えられる。

以上の基本方針に基づき、平成11年11月1日・2日、日中代表者による活動会議である「日中 神戸・阪神—長江中下流域合作 神戸会議」が神戸で開催される。中国側では、同会議に向けて3省1市が集まり、約300項目にも及ぶ具体的な事業案件を持ち寄るなど、日中間で協議書を締結するための準備を着実に進めている。日本側でも同会議に向けて、経済交流特別委員



写真16-6-2 江海専用船（フォーチュンリバー号）就航（H10.2.3）

会並びに文化交流特別委員会を順次開催し、会員の意見・提案等を集約し、中国側に提示する案件整理を進めている。

また、本プロジェクトの大きなテーマとしてポートアイランド（第2期）用地内に「新たな中国人街」の形成を図ろうとしているが、その当面の中核施設であるキメックセンタービルに、天津市に続き、武漢市、合肥市、鎮江市が、平成11年内に神戸事務所を開設することを決めた。他にも南京市、中国委員会ができるだけ早期に事務所を開設することを表明しており、各省市の神戸事務所が出そろった場合には、神戸において長江中下流域の流域省市と一度に商談、交渉等ができる（ワン・ストップ・エージェンシー）日本初の中国関連ビジネス拠点となる。その他にも、中国関連ビジネスに携わる企業・団体から新たな中国人街へ問い合わせ、申し入れ等を受けている。今後、貿易・商社、教育、医薬等多種多様な産業を誘致し、「雑多な街」「人の顔の見える街」をキーコンセプトとした「中国関連ビジネスのコンパクトタウンづくり」の形成に大きな弾みをつけたいと考えている。

21世紀を見据えた本プロジェクトを推進することにより、神戸・阪神地域の復興に資することはもちろん、この神戸が21世紀の持続可能な日中の地域間交流の一大拠点都市になることを目指していきたい。

図表16-6-1 上海・長江交易促進プロジェクトの主な動き

H7年1月17日	阪神・淡路大震災発生
10月10日	阪神・淡路復興委員会が、復興特定4事業の一つとして「上海・長江交易促進プロジェクト（略称：長江プロジェクト）」を首相に提言
11月17日・18日	上海市で「第1回日中代表者会議（上海会議）」を開催。笹山市長ら日中の約200名が出席
H8年3月26日	日本側の長江プロジェクト推進組織として「日中 上海・長江-神戸・阪神交易促進日本委員会（略称：日本委員会）」が発足。東京で第一回総会
12月6日	下河辺・日本委員会会長、笹山市長らが訪中し、朱鎔基・中国副総理等政府要人と会見
H9年2月3日	江海専用船の第1船であるフォーチュンリバー号が就航
4月	ポートアイランド（第2期）に専用船受入基地として「交易港区」を設置
5月22日	武漢市経済・貿易代表团（团长：劉善壁・武漢市高級顧問）が来神。「神戸-武漢 経済貿易に関する協議書」を締結
7月17日	武漢市が長江プロジェクトの推進組織「武漢-神戸 合作交流促進委員会（名誉会長：王守海市長、会長：韓忠学副市長、略称：武漢市委員会）」を設置
7月19日～8月31日	「大長江節（フェア）」の一環として、神戸メリケンパークに「大長江節（フェア）館」を開設
8月12日～18日	「第一回平成の少年少女遣唐使船」を上海市、南京市、華西村へ派遣
9月5日	武漢市代表团（团长：曾穩清・対外経貿委副主任）が来神。「神戸港-武漢港の協力関係樹立に関する協議書」を締結
H10年2月17日	武漢市経済・貿易代表团（团长：段翰一・武漢委員会副会長）が来神。「神戸市・日本委員会と武漢市・武漢委員会の当面の交流事業に関する覚書」を締結
6月3日	中国大使館より下河辺会長に、「日本委員会の中国側窓口が国家発展計画委員会（担当：地区経済発展司）に決まった」旨、報告
6月30日	南京市経済友好代表团（团长：周振華常務副市長）が来神。「神戸市・日本委員会と南京市の当面の交流事業に関する覚書」を締結
7月10日～14日	笹山市長らが武漢市を訪問。「神戸ウィーク」を開催
7月11日	日本委員会が武漢市を訪問。第一回「神戸-武漢合作会議」を開催
7月29日	合肥市が長江プロジェクトの推進組織「長江-阪神交易促進合肥委員会（略称：合肥委員会）」を設立
9月21日	情報コンサルタント会社第1号として、三和綜研（上海）有限公司が設立
10月1日～31日	神戸ポートアイランド（第1・2期）において「中国マンス」を開催
12月10日	武漢市に神戸・長江経済貿易連絡事務所（略称：長江事務所）を開設
H11年2月2日	笹山市長らが武漢市を訪問。長江事務所の開所式、開設披露パーティを開催。「神戸市・日本委員会と武漢市・武漢委員会の更なる交流事業に関する覚書」を締結
3月23日	中国側第1号として天津市駐在員事務所がポートアイランド（第2期）のキメックセンタービルに開所
3月24日～28日	中国側代表团（团长：陳宣慶国計委処長）が来神。下河辺会長と活動状況等について協議
3月30日	第4回日本委員会総会を開催。発展的に解散することを決議
7月2日	「日中 神戸・阪神-長江中下流域交流促進協議会（代表：笹山幸俊・神戸市長、牧冬彦・神戸商工会議所会頭、新野幸次郎・神戸大学名誉教授、略称：神戸・阪神協議会）」の設立総会を開催
7月5日	「中日 長江中下流域-阪神・神戸地区合作中国委員会（会長：陳必亭・江蘇省副省長、略称：中国委員会）」が発足
8月2日	第1回文化交流促進委員会（委員長：新野・神戸大学名誉教授）を開催
8月16日～20日	笹山代表の代理として山下代表代理（神戸市助役）が訪中。孫小系国計委司長、陳中国委員会会長をそれぞれ表敬。中国委員会と日中代表者会議に向けての第1回事前打ち合わせ。19日、南京市を訪問し、「神戸市、神戸・阪神協議会と南京市の更なる交流事業に関する覚書」を締結。同日、合肥市を訪問し、「神戸市、神戸・阪神協議会と合肥市・合肥委員会の当面の交流事業に関する覚書」を締結。翌20日、鎮江市を訪問し、「神戸市、神戸・阪神協議会と鎮江市の当面の交流事業に関する覚書」を締結
9月28日	第1回経済交流促進委員会（委員長：大庭・神戸商工会議所会頭）を開催
11月1日・2日	神戸において、日中代表者による「日中 長江中下流域-阪神・神戸地区地域合作 第1回会議（神戸）、略称：長江プロジェクト神戸会議」開催

第7節 神戸医療産業都市構想

神戸の経済状況は、依然として震災前の概ね8割程度の水準で推移しており、既存産業の高度化、新産業の誘致・育成による本格的経済復興が市政の重要課題となっている。

医療関連産業は、21世紀に市場・雇用規模の大幅な拡大が見込まれており、また、電子機器・機械、新素材、情報処理等々幅広い関連産業への波及効果が期待されている。

関西圏は、生命科学分野において研究面、産業面ともに、我が国随一の集積を誇っており、その中でも特に神戸市は、高度なインフラストラクチャー（神戸空港、関西国際空港、神戸港、高速道路等）、豊富な医療関連の技術的資源（市立中央市民病院、WHO神戸センター等）、機械金属工業、電子・化学工業、新素材関連産業の集積などの地域資源を有している。

「神戸医療産業都市構想」は、これらの地域資源を活用して、①次世代の医療システムの構築、②医療サービス水準と市民福祉の向上、③医療関連産業の集積と既存産業の高度化を目的としており、平成11年4月に、中央市民病院の井村院長を座長とし広く関西の医療関係者に参画をいただいた懇談会の「報告書」が出されている。

報告書で整備が検討されている中核施設としては、①医薬品や医療機器等の研究開発機能と治験など臨床研究全般を支援する「先端医療センター」、②ビジネス支援機能、インキュベーター機能など産業化を支援する「メディカルビジネスサポートセンター」、③アジア諸国も対象とした人材育成支援機能を担う「トレーニングセンター」の3つがある。

中核施設の中でもさらに核となる先端医療センターについては、医療用画像診断機器メーカーから提案のあった「映像医学センター」において、最先端の画像診断装置を中心に「映像医学」という新しい分野での研究開発を行う。また、臨床研究支援のトップ企業から提案のあった「臨床研究支援センター」において、地域の医

療機関との連携によって治験を中心に新しい医療技術の創出をバックアップする。

先端医療センターの平成14年度以降の早期開設及びその他主要施設・機能の平成17年度を目処とした立ち上げに向けて、現在、国内外の医療関連企業、京阪神の大学、国公立研究機関及び医師会等の医療関連主体、国・県・市等産官学の関連主体で構成する「神戸医療産業都市構想研究会」で、先端医療センターをはじめとする中核施設のほか、コンベンション施設や空港等の関連都市施設整備の早期具体化の方策を検討している。

図表16-7-1 (仮称) 先端医療センターのコンセプト

